

衆議院選挙制度に関する第三者機関の設置に反対し、 公正かつ抜本的な議論を求める声明

1 衆議院選挙制度改革について、衆議院運営委員会は、2014年6月19日、改革の具体案の検討を諮問する有識者による第三者機関である「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「調査会」）を、衆議院議長の下に設置することを決定した。伊吹文明衆議院議長は、調査会のメンバーの人選を7月中に終える方針であり、8月にも調査会の初会合が開かれる見通しとの報道がなされている。

2 第三者機関を設置して選挙制度について判断を委ねることは、選挙が主権者国民が政治に参加する最も重要な機会であり、選挙制度については「法律でこれを定める」（憲法44条、47条）とされていることを無視したもので、国会の責任放棄と言わざるを得ない。また、「全国民を代表する選挙された議員」（憲法43条）で構成される「国権の最高機関であって唯一の立法機関」（憲法41条）である国会の地位と権能と抵触し、選挙制度検討のために選挙制度審議会を設けている現行制度を逸脱する重大な問題をはらんでいる。

こうしたことは、すでに自由法曹団が指摘してきたところである。

3 国民主権の根幹にかかわる選挙制度の問題は、国会が自らの責任と判断で定めることが憲法によって要求されているのであり、国会と国会議員自らが審議・検討を尽くし、立法機関としての責任を果たさなければならない。

昨年6月25日には、選挙制度に関する与野党実務者協議において、衆議院議員の選挙制度については、より良い選挙制度を構築する観点から、現行並立制の功罪を広く評価・検証し、定数削減の問題、一票の投票価値の問題等を含めて抜本的な見直しについて速やかに各党間の協議を行い、結論を得るとの確認がなされている。今求められているのは、この全党合意に立ち返り、国会自らがあるべき選挙制度について抜本的な議論を行うことである。

4 調査会は設置されてはならないが、仮に万一設置されたとしても、選挙制度が国民主権の根幹にかかわる問題である以上、国民の意思を公正に反映する観点から有識者の人選は公正になされなければならない。また、選定された委員は、国民の多数が反対する集団的自衛権の行使容認が議会の多数派によって強行されようとするなどの民意とかけ離れた政治を是正し、国民の声が反映される議会を生み出すことに責任を負わねばならない。そうである以上、小選挙区制と定数削減を所与の前提として議論することなど、許されるものではない。

調査会は、国会の意思となっている昨年6月25日の全党合意にのっとり、現行並立制の功罪を広く評価・検証して、民意を反映する選挙制度に向けた抜本的な議論を行わなければならない。

5 自由法曹団は、選挙制度について、第三者機関の設置に反対し、公正かつ抜本的な議論を求め、小選挙区制を廃止して民意を反映する選挙制度を実現するために引き続き全力を挙げてたたかうものである。

2014年6月23日

自由法曹団
団長 篠原義仁